

第2章 望ましい環境像と施策の体系

第1節 望ましい環境像

「第2次南房総市総合計画」では、将来像を「地域で創る魅力の郷 南房総」と定め、環境に係る基本方針として、「安全で快適な南房総」を掲げています。さらに、「市民が創る南房総」として、市民一人ひとりの意識を高めながら、地域の活性化を図ることとしています。このようなことから、環境基本計画の望ましい環境像を次のとおり設定します。

一人ひとりが考え、地域で守り、
地域で創る環境のまち 南房総

第2節 基本目標

望ましい環境像を実現するため、地球環境、資源循環環境、自然環境、生活環境、環境保全の5つに関する内容を基本目標として設定します。そして、それぞれの基本目標には市民、事業者、行政、来訪者の各主体が協働して取り組むとともに、各主体を構成する一人ひとりが意識を高め、環境について取り組む必要があるという考え方です。

- 【1】一人ひとりが取り組み、地域で地球を守っていくまち
- 【2】ごみを資源へ、地域で資源を有効に利用するまち
- 【3】地域と自然の共存へ、一人ひとりが豊かできれいな自然を目指すまち
- 【4】安心・安全な暮らしへ、地域で取り組む快適なまちづくり
- 【5】環境保全へ、一人ひとりが取り組み、地域で協力・行動するまち

第3節 基本方針

本市の抱える環境に関する課題を解消し、基本目標を達成して望ましい環境像を実現するための主要な取り組みの基本方針15項目を施策体系として示します。

この体系のもとで市の施策や事業を展開していくとともに、市民、事業者及び来訪者の協働のもと、望ましい環境像の実現を目指していきます。

第4節 施策の体系

望ましい環境像	基本目標	基本方針 施策
一人ひとりが考え、地域で守り、地域で創る環境のまち 南房総	一人ひとりが取り組み、地域で地球を守っていくまち	1 地球温暖化を防止する (1) 温室効果ガス排出量の削減 (2) 省エネルギーの推進 (3) 新エネルギー等の利活用
	ごみを資源へ、みんなで資源を有効に利用するまち	2 地球環境問題に取り組む 3 ごみ減量に取り組む (1) ごみの排出抑制 (2) 3R+2Rの取り組み (3) 食品ロスへの取り組み 4 資源の有効利用に取り組む (1) 再資源化 (2) バイオマスの利活用
	地域と自然の共存へ、一人ひとりが豊かできれいな自然を目指すまち	5 不法投棄の防止・まちの美化 6 豊かな緑を守り育てる (1) 緑地の保全 (2) 農地の保全・活用
	安心・安全な暮らしへ、地域で取り組む快適なまちづくり	7 水辺を守り育てる 8 多様な生物を守り育てる 9 きれいな空気を創っていく (1) 自動車などの発生源対策 (2) 工場・工事場などの発生源対策 10 きれいな水を創っていく (1) 水質汚濁の防止 (2) 健全な水循環の構築 11 不快な騒音・振動や悪臭をなくす (1) 騒音・振動の防止 (2) 悪臭の防止 12 きれいな土地を創っていく (1) 不適正な埋立の防止 13 有害化学物質による汚染やその他公害を防ぐ (1) 有害化学物質による汚染防止 (2) その他の公害防止
	環境保全へ、一人ひとりが取り組み、地域で協力・行動するまち	14 環境学習を進める 15 環境保全活動に取り組む (1) 環境美化活動 (2) 空き地の適正管理

第5節 各主体の役割

本計画を着実に推進するため、各主体に期待される基本的な役割を示します。

【1】行政

行政は、本計画に掲げる「望ましい将来像」、「基本目標」を実現するため、市民、事業者、来訪者等の各主体との連携の下、環境基本計画の示す方向性に沿って、総合的・計画的な環境施策を推進します。

また、市域を越えた広域的な取り組みを必要とする課題には、社会的・経済的にも関係の強い地域などと連携し、広域的に協調した施策を展開していきます。

さらに、市民、事業者、来訪者など各主体の役割を明らかにするとともに、それぞれの積極的な行動を促進するためのシステムづくり、保有する環境情報の積極的な提供、環境学習や普及啓発の実施など、環境を守り育てる活動の基盤づくりを行います。

環境を守り育てる取り組みを行政自ら率先して実行するとともに、職員一人ひとりの環境意識の向上に努めます。

【2】市民

市民は、環境問題と一人ひとりの行動が密接に関係していることを十分に理解するとともに、自らのライフスタイルを見直し、日常生活において環境に配慮した行動に取り組むことが期待されます。また、環境学習や地域の環境活動に積極的に参加することが期待されます。

市民や事業者などにより組織される市民活動団体は、専門的な知識や技術を生かして、地域において環境保全のための多様な取り組みを展開するとともに、地域での積極的な情報発信や環境保全活動を通じて、各主体間の連携・協働を促進する役割が期待されます。

【3】来訪者

来訪者は、本市の環境理念を理解し、市が実施する施策に協力し、環境に配慮した行動に取り組むことが期待されます。

【4】事業者

事業者は、あらゆる事業活動に際して、環境に関する法令等の遵守を徹底することに加えて、資源・エネルギーの効率的利用や廃棄物の削減などを進めることにより、環境負荷の低減に努めなければなりません。

また、事業者には、環境保全のための新たな技術の開発や、環境配慮型商品の生産・販売、環境保全サービスの提供や導入などにより、消費や廃棄の段階における環境負荷の軽減にも寄与することが望まれます。

さらに、地域コミュニティの一員として、他の主体との連携を図りながら、地域の環境を守り育てる活動に積極的に協力・参加するとともに、従業員一人ひとりの環境保全意識の向上に努めることも重要です。